



第 73 期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年8月28日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

場 所

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知 2階 コスモス

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年8月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで

株式会社 **オータケ**

証券コード：7434

証券コード：7434
2025年8月8日
(電子提供措置の開始日2025年8月5日)

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目1番8号

株式会社 **オータケ**

代表取締役社長 金 戸 俊 哉

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kk-otake.co.jp/investor/>



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「オータケ」又は「証券コード」に「7434」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択ください。

株主総会ポータル（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記のウェブサイトアクセスして、ログインID・パスワードをご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知 2階 コスモス
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第73期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- ◎株主総会出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。当社ウェブサイト <https://www.kk-otake.co.jp>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年8月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

株主総会ポータルサイト
ログイン用QRコード
(ID・パスワードは不要)

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

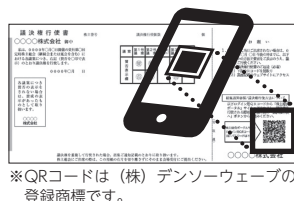
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年8月27日（水）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

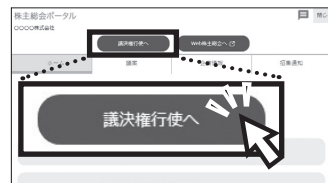
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題として位置づけるとともに、経営の効率化を図りながら安定的な配当を維持継続していくことを基本とし、累進配当（維持・増配）を継続的に実施する方針であります。この方針に基づき、当期の期末配当は今後の事業展開等を勘案しながらも株主の皆さまへの利益還元を一層充実させるべく2円増配し、1株当たり37円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金37円
配当総額は144,880,678円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年8月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	むら い 村井 よし ゆき 善幸	代表取締役会長	再 任
2	かな と 金戸 とし や 俊哉	代表取締役社長	再 任
3	おか ざわ 岡沢 ひと し 等	取締役営業本部長	再 任
4	やま だ 山田 かつ たけ 勝猛	取締役営業本部副本部長	再 任
5	お がわ 小川 ま き 真紀	社外取締役	再 任 社外 独立
6	みや ひろ 宮廣 しん い ちろう 慎一郎	社外取締役	再 任 社外 独立
再 任	再任取締役候補者	社外 社外取締役候補者	独立 独立役員候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	むら い よし ゆき 村 井 善 幸 (1956年9月26日生)	1979年 3 月 当社入社 2005年 8 月 取締役営業部長 2006年 6 月 取締役営業副本部長 2007年 8 月 取締役営業本部長 2011年 8 月 常務取締役営業本部長 2015年 8 月 代表取締役社長 2024年 6 月 代表取締役会長（現任）	36,100株
		【取締役候補者とした理由】 村井善幸氏は、2024年5月まで代表取締役社長を務め、その後代表取締役会長として経営計画の推 進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い 知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断 いたしました。	
2	かな と とし や 金 戸 俊 哉 (1964年7月16日生)	2018年 7 月 当社入社 経理部長 2018年 8 月 取締役経理部長 2019年 6 月 取締役企画管理本部長 2021年 6 月 常務取締役企画管理本部長 2024年 6 月 代表取締役社長（現任）	11,500株
		【取締役候補者とした理由】 金戸俊哉氏は、当社の企画管理部門の責任者として管理部門全域を統括した経験を有し、2024年6 月から代表取締役社長を務めております。経営者としての経験と幅広い知見を活かし、経営全体の指 揮を執りリーダーシップを発揮しております。引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上 に貢献できる適切な人材と判断いたしました。	
3	おか ざわ ひとし 岡 沢 等 (1966年1月7日生)	1986年 3 月 当社入社 2017年 8 月 東日本エリア統括部長 2019年 8 月 取締役東日本エリア統括部長 2020年 6 月 取締役営業本部長（現任）	11,200株
		【取締役候補者とした理由】 岡沢等氏は、営業部門の責任者として営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの 豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き取締役として、当社の持続的成長と中長期的な企業価値 向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	やま だ かつ たけ 山 田 勝 猛 (1973年10月9日生)	1996年 4 月 当社入社 2018年 6 月 関西支店支店長 2022年 6 月 執行役員 営業本部部長 2023年 6 月 執行役員 営業本部副本部長 2023年 8 月 中国器材株式会社 代表取締役社長 (現任) 2024年 8 月 取締役 営業本部副本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 中国器材株式会社 代表取締役社長	2,400株
	【取締役候補者とした理由】 山田勝猛氏は、入社以来営業部門で勤務経験を積み、執行役員就任後は子会社の経営に携わりながら、当社では営業副本部長として営業施策の立案・推進を担っております。事業運営全般に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。		
5	お がわ ま き 小 川 真 紀 (1967年4月28日生)	1991年 4 月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 2006年 4 月 神戸学院大学文学部 非常勤講師 2017年 4 月 株式会社シェイク 所属講師 株式会社NEWONE 所属講師 2019年 8 月 株式会社Collective Intelligence 代表取締役 (現任) 2024年 8 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Collective Intelligence 代表取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 小川真紀氏は、長年にわたり大学でのキャリア教育に携わる一方、企業においては採用活動の支援や企業研修の講師を務めてきた経験から、取締役会においても経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただいております。客観的かつ公正な立場で当社の人的資本分野について幅広い知見を活かし社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	みや ひろ しん いち ろう 宮 廣 慎 一 郎 (1973年6月22日生)	1998年 4 月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2004年 4 月 トーマツコンサルティング株式会社（現デロイトトーマツコンサルティング合同会社）入社 2017年 4 月 株式会社みらい経営 取締役 2021年 4 月 株式会社みらい経営 代表取締役 2024年 2 月 J E S 総合研究所株式会社 代表取締役（現任） 2024年 8 月 当社社外取締役（現任） 2024年10月 ベニクス株式会社 監査役（現任） (重要な兼職の状況) J E S 総合研究所株式会社 代表取締役 ベニクス株式会社 監査役	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 宮廣慎一郎氏は、現在はコンサルティング会社を経営しており、M&A・PMI（経営統合アドバイザー）、戦略事業計画策定、事業再生等のコンサルティングにも従事された経験があり、企業戦略について幅広い知見を活かし取締役会においても当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただいております。客観的かつ公正な立場で当社の事業計画実施について幅広い知見を活かし社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏は社外取締役候補者であります。
- 3.小川真紀氏は社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- 4.宮廣慎一郎氏は社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- 5.当社は、小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 7.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位				
1	あい きょう 愛敬	あきら 晃	企画管理本部 顧問		新任		
2	あ か ほ し 赤星	と も あ き 知明	社外取締役監査等委員		再任	社外	独立
3	い し は ら 石原	ひ ろ か ず 宏一	—		新任	社外	独立
再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者							

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
※ 1	あい きょう あきら 愛 敬 晃 (1963年5月8日生)	1987年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2015年7月 SMBC日興証券株式会社入社 2021年2月 当社入社 当社経営企画室課長 2022年6月 経営企画室兼総務人事部次長 2025年6月 企画管理本部顧問（現任）	200株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 愛敬晃氏は、金融機関出身者としての専門知識と様々な経験に加え、当社の経営企画室及び総務人事部の各部門における勤務経験から、組織管理やリスクマネジメントの視点で監督・助言等が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	あか ほし とも あき 赤 星 知 明 (1971年 4月9日生)	2000年5月 公認会計士登録 2002年9月 赤星公認会計士事務所開設 2005年2月 税理士登録 2017年8月 当社社外取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 赤星公認会計士事務所所長 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役	1,000株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 赤星知明氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが公認会計士としての豊富な経験と他社での社外監査役での幅広い知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。		
※ 3	いし はら ひろ かず 石 原 宏 一 (1986年7月27日生)	2020年1月 弁護士登録 2020年1月 コナトス法律事務所入所 2024年1月 石原総合法律事務所入所（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（石原総合法律事務所） 社会福祉法人ともいき 理事	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石原宏一氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的な知識・経験を有し、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2.石原宏一氏は石原総合法律事務所に所属しており、当社は同事務所との間で法律顧問契約を締結しております。
- 3.愛敬晃氏及び赤星知明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 4.赤星知明氏及び石原宏一氏は社外取締役候補者であります。
- 5.赤星知明氏は監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- 6.当社は、赤星知明氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、愛敬晃氏及び石原宏一氏の選任が承認された場合には同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7.当社は、赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、石原宏一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 8.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	地位及び担当	属性	候補者が有する専門性・経験				
			企業経営	営業・マーケティング	人事・人材開発	財務・会計	法務・リスク管理
村井善幸	代表取締役会長		○	○	○		○
金戸俊哉	代表取締役社長		○	○	○	○	○
岡沢 等	取締役営業本部長			○	○		
山田勝猛	取締役営業本部副本部長			○	○		
小川真紀	取締役	【社外】 【独立】	○		○		
宮廣慎一郎	取締役	【社外】 【独立】	○	○	○	○	
愛敬 晃	取締役（常勤監査等委員）	【新任】			○		○
赤星知明	取締役（監査等委員）	【社外】 【独立】	○			○	○
石原宏一	取締役（監査等委員）	【新任】 【社外】 【独立】				○	○

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年8月28日開催の第71期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された竹尾祥子氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
たけ お しょう こ 竹 尾 祥 子 (1954年10月7日生)	1982年11月 愛知県社会保険労務士会登録 1985年 3 月 竹尾社会保険労務士事務所（現 竹尾労務管理事務所）開設 2001年 4 月 名古屋地方・簡易裁判所 民事調停委員 2004年 4 月 名古屋地方裁判所 専門員 2007年 4 月 特定社会保険労務士 付記登録 2008年 4 月 椋山女学園大学 非常勤講師 (重要な兼職の状況) 竹尾労務管理事務所 代表	0 株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 竹尾祥子氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、社会保険労務士として培われた高度な専門知識を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 当社は竹尾祥子氏との間で、社会保険労務士顧問契約を締結しております。
2. 竹尾祥子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額になります。
4. 当社は、竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の関税政策に起因する外需の減少により一時的な景気減速がありましたが、実質GDP成長率は前年度を超えるものとなりました。企業収益が高い水準を維持していることや人手不足などが企業の積極的な賃上げを促しており、実質賃金の改善が個人消費を下支えすることで引き続き景気の回復が続きました。今後については、緩やかな景気回復が期待されますが、急激な物価上昇や慢性的な人手不足に加え、米国の関税政策の影響により景気の下振れが懸念される状況にあります。

当管材業界におきましても、デジタルトランスフォーメーションに伴う情報化対応や脱炭素など環境対策のための設備投資による民間需要が拡大する中、投資財価格の落ち着きもあり受注の回復が続きましたが、エネルギー価格の高止まりや働き方改革による労働時間の減少に起因する物流費の増加、人手不足に伴う人件費の増加は企業収益の押し下げ要因となっており、当社グループを取り巻く事業環境は今後も予断を許さない状況にあります。

このような状況の下、当社グループは当連結会計年度を始期とする「第2次中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）」を策定いたしました。

営業体制の強化により主力商品の売上を拡大し安定的な利益を確保するとともに、管工事部門の立ち上げによる受注体制の整備、ECサイト再構築等により事業領域を拡大することで、収益の確保と一層の売上拡大を図ってまいりました。また、人的資本経営への取組として、デジタルトランスフォーメーション推進、働きやすい職場環境の整備、多様な人材の採用、女性活躍の推進等を進めてまいりました。

今後も「第2次中期経営計画」ビジョン実現を目指していくとともに、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は329億93百万円となり、利益面につきましては、営業利益9億77百万円、経常利益は12億12百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8億55百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億86百万円であります。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行との間で当座貸越契約を締結しております。
また、資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関2社とコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第70期 (2022年5月期)	第71期 (2023年5月期)	第72期 (2024年5月期)	第73期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売 上 高	—	—	—	32,993
経 常 利 益	—	—	—	1,212
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	855
1株当たり当期純利益	—	—	—	216.41円
総 資 産	—	—	—	26,064
純 資 産	—	—	—	15,388
1株当たり純資産額	—	—	—	3,929.93円

(注) 1.第73期より連結計算書類を作成しているため、第72期以前の各数値については記載していません。

2.「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第70期 (2022年5月期)	第71期 (2023年5月期)	第72期 (2024年5月期)	第73期 (当事業年度) (2025年5月期)
売 上 高	26,615	29,321	31,253	32,447
経 常 利 益	786	1,105	1,117	1,235
当 期 純 利 益	530	822	774	882
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	133.63円	205.86円	193.53円	223.30円
総 資 産	21,032	23,213	24,526	25,685
純 資 産	12,907	13,977	14,923	15,422
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,250.05円	3,494.52円	3,725.00円	3,938.64円

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

2.第72期より、不動産賃貸料の表示方法を営業外収益から売上高へ変更したため、第71期につきましては、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 田 中 産 業	30百万円	100%	配 管 資 材 の 販 売

(注) 1. 2024年9月30日に株式会社田中産業の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

2. 当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益が高い水準を維持していることや企業の積極的な質上げが継続していることなどから、景気は引き続き緩やかに回復していくと思われます。また、企業の設備投資は前向きな状況が続いていることから、需要は今後も増加していくものと考えられます。一方で、米国の関税政策に起因する外需の減少拡大や中東における地政学的リスクの高まりなど、景気の先行きは引き続き不透明な状況で推移する中、物流費・人件費等は依然として上昇しており、当社グループを取り巻く事業環境は今後も予断を許さない状況にあります。

このような環境下において、当社グループは「第2次中期経営計画」の実現により、事業基盤の整備及び更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 事業領域拡大による成長促進
- ③ サステナビリティ／人的資本経営の実践
- ④ 資本コストや株価を意識した経営の実現

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

配管資材の販売

(8) 主要な事業所（2025年5月31日現在）

① 当社

本社	名古屋市中区	
支店	札幌（札幌市東区）	新潟（新潟市東区）
	北関東（さいたま市見沼区）	東京（東京都墨田区）
	静岡（静岡県富士市）	北陸（富山県射水市）
	名古屋（名古屋市中区）	関西（堺市美原区）
	九州（福岡市博多区）	
営業所	神奈川（神奈川県平塚市）	
事務所	横浜（神奈川県横浜市）	浜松（浜松市中央区）
	四日市（三重県四日市市）	
物流拠点	名古屋物流センター（名古屋市中川区）	
	浦安物流センター（千葉県浦安市）	
	三河配送センター（愛知県岡崎市）	
	長野配送センター（長野県松本市）	

② 子会社：株式会社田中産業

本社 堺市堺区

(9) 従業員の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
300名（44名）	—

（注） 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
283名（44名）	+14名（+3名）	38.6歳	12.2年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	71百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,284,500株（自己株式368,806株を含む） |
| (3) 株主数 | 1,248名 |
| (4) 上位10名の大株主 | |

株 主 名	株式数 (千株)	持株比率 (%)
オ ー タ ケ 持 株 会	481	12.28
西 尾 市	363	9.27
株 式 会 社 キ ッ ツ	338	8.63
オ ー タ ケ 従 業 員 持 株 会	305	7.80
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	163	4.16
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	130	3.31
尾 崎 美 津 子	113	2.89
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	107	2.74
株 式 会 社 ベ ン	107	2.73
株 式 会 社 ヨ シ タ ケ	77	1.96

- (注) 1. 当社は自己株式368,806株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	当社普通株式 6,500株	4名

- (注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載しております。
3. 当社は、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入

しております。これを受け、2024年9月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2024年10月25日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名に対して自己株式6,500株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役から退任する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年5月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村井 善幸	代表取締役会長	
金戸 俊哉	代表取締役社長	
岡沢 等	取締役 営業本部長	
山田 勝猛	取締役 営業本部副本部長	中国器材株式会社 代表取締役社長
小川 真紀	取締役	株式会社Collective Intelligence 代表取締役
宮廣 慎一郎	取締役	J E S 総合研究所株式会社 代表取締役 ベニクス株式会社 監査役
服部 透	取締役 監査等委員・常勤	
石原 真二	取締役 監査等委員	石原総合法律事務所所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員 豊島株式会社 社外監査役
赤星 知明	取締役 監査等委員	赤星公認会計士事務所所長 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏並びに取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小川真紀氏、宮廣慎一郎氏並びに取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員石原真二氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役監査等委員服部透氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席をし、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的な内容としては、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬（ＲＳ）により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

2.基本報酬（金銭）の個人別報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて、業績・従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

3.業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前連結会計年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前連結会計年度の売上高・営業利益・経常利益等であり、各連結会計年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。金銭報酬における基本報酬と業績連動報酬の割合は代表取締役が60%：40%とし、その他の取締役が70%：30%といたしております。

当連結会計年度（第73期）における業績連動報酬に係る指標のうち、前事業年度（第72期）の売上高の目標は30,000百万円、実績は31,253百万円であり、同じく営業利益の目標は820百万円、実績は916百万円であり、同じく経常利益の目標は1,070百万円、実績は1,117百万円であります。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度に代わり前事業年度の目標及び実績値を選択しております。

4.譲渡制限付株式報酬（RS）の決定に関する方針

当社の譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと及び当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与しております。

5.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当事業年度の当社の取締役の報酬については、2024年8月28日開催の取締役会にて決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とすることを2021年8月25日開催の第69期定時株主総会で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株 式 報 酬 (RS)	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	94,455 (5,850)	53,691 (5,850)	28,955 (—)	11,808 (—)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,780 (4,800)	16,780 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	111,235 (10,650)	70,471 (10,650)	28,955 (—)	11,808 (—)	9 (4)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役小川真紀氏は、株式会社Collective Intelligenceの代表取締役であります。

なお、当社と株式会社Collective Intelligenceとの間には特別の関係はありません。

取締役宮廣慎一郎氏は、JES総合研究所株式会社の代表取締役及びベニクス株式会社の監査役であります。

なお、当社とJES総合研究所株式会社及びベニクス株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員石原真二氏は、石原総合法律事務所所長であります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。

取締役監査等委員赤星知明氏は、赤星公認会計士事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、矢作建設工業株式会社の社外取締役、株式会社十六フィナンシャルグループの社外取締役監査等委員及び豊島株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と矢作建設工業株式会社、株式会社十六フィナンシャルグループ及び豊島株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、パブリック株式会社の社外監査役及びシンコール本部株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とパブリック株式会社及びシンコール本部株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待する役割に関して行った職務の概要
取締役	小川 真紀	就任後開催の取締役会10回のすべてに出席いたしました。 人的資本分野における専門的見地を活かし、他社での代表としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役	宮廣 慎一郎	就任後開催の取締役会10回のすべてに出席いたしました。 企業戦略に関する専門的見地と他社での代表や監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役 (監査等委員)	石原 真二	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地と他社での社外取締役及び社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤星 知明	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地と他社での社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を継続的に大きくし続けることが経営の最重要課題として位置づけるとともに経営ビジョン「未来に向かって共に進む」の下、サステナブルな社会の実現に貢献していくことで企業価値を向上し、当社株式の市場価値を高めてまいります。また、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを基本とし、累進配当（維持・増配）を継続的に実施する方針であります。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を図るために有効に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当金は上記利益配分に関する基本方針と株主の皆様へ業績に応じた利益還元のため、前事業年度に比べ2円の増配を実施することとし、1株当たり37円（普通配当37円）とさせていただきます。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年 5 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,228,480	流 動 負 債	9,293,911
現 金 及 び 預 金	2,715,444	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,656,754
受 取 手 形	982,081	電 子 記 録 債 務	5,701,250
電 子 記 録 債 権	4,990,170	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	19,000
売 掛 金	5,176,114	未 払 法 人 税 等	275,267
有 価 証 券	10,000	賞 与 引 当 金	243,228
商 品	3,246,060	そ の 他	398,410
そ の 他	110,333	固 定 負 債	1,382,559
貸 倒 引 当 金	△1,724	長 期 借 入 金	52,500
固 定 資 産	8,836,390	繰 延 税 金 負 債	405,294
有 形 固 定 資 産	4,980,671	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	117,314
建 物 及 び 構 築 物	1,058,681	退 職 給 付 に 係 る 負 債	711,611
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	40,037	資 産 除 去 債 務	40,182
土 地	3,704,169	そ の 他	55,656
建 設 仮 勘 定	87,000	負 債 合 計	10,676,471
そ の 他	90,783	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	438,051	株 主 資 本	14,478,382
の れ ん	128,041	資 本 金	1,312,207
そ の 他	310,010	資 本 剰 余 金	1,316,178
投 資 そ の 他 の 資 産	3,417,666	利 益 剰 余 金	12,509,566
投 資 有 価 証 券	3,269,683	自 己 株 式	△659,569
そ の 他	152,898	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	910,016
貸 倒 引 当 金	△4,915	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,144,851
資 産 合 計	26,064,870	土 地 再 評 価 差 額 金	△234,835
		純 資 産 合 計	15,388,398
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,064,870

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,993,580
売上原価		28,239,083
売上総利益		4,754,496
販売費及び一般管理費		3,776,504
営業利益		977,992
営業外収益		
受取利息	1,475	
受取配当金	91,635	
仕入割引	127,945	
その他	19,455	240,511
営業外費用		
支払利息	3,681	
債権売却損	1,808	
その他	224	5,714
経常利益		1,212,789
特別利益		
固定資産売却益	3,318	
投資有価証券売却益	23,562	26,881
税金等調整前当期純利益		1,239,671
法人税、住民税及び事業税	410,178	
法人税等調整額	△25,580	384,597
当期純利益		855,073
親会社株主に帰属する当期純利益		855,073

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,648,701	流 動 負 債	8,952,739
現金及び預金	2,386,494	電子記録債務	5,701,250
受取手形	1,088,681	買掛金	2,351,475
電子記録債権	4,952,102	1年内返済予定の長期借入金	19,000
売掛金	4,930,289	未払金	199,761
有価証券	10,000	未払法人税等	256,019
商品	3,173,831	賞与引当金	237,228
その他	108,361	その他	188,004
貸倒引当金	△1,058	固 定 負 債	1,310,373
固 定 資 産	9,036,931	長期借入金	52,500
有 形 固 定 資 産	4,920,864	退職給付引当金	692,050
建築物	1,031,406	繰延税金負債	353,142
構築物	23,602	再評価に係る繰延税金負債	117,314
機械及び装置	10,559	その他	95,366
車両及び運搬具	29,477	負 債 合 計	10,263,113
工具、器具及び備品	88,295	純 資 産 の 部	
土地	3,650,523	株 主 資 本	14,505,603
建設仮勘定	87,000	資 本 金	1,312,207
無 形 固 定 資 産	144,208	資 本 剰 余 金	1,316,178
ソフトウェア	65,450	資 本 準 備 金	1,315,697
電話加入権	1,627	その他資本剰余金	481
ソフトウェア仮勘定	77,131	利 益 剰 余 金	12,536,787
投資その他の資産	3,971,858	利 益 準 備 金	313,051
投資有価証券	3,161,257	その他利益剰余金	12,223,735
関係会社株式	673,890	圧縮積立金	425,176
破産更生債権等	3,172	別途積立金	5,000,000
長期前払費用	11,092	繰越利益剰余金	6,798,559
その他	127,360	自 己 株 式	△659,569
貸倒引当金	△4,915	評価・換算差額等	916,916
資 産 合 計	25,685,633	その他有価証券評価差額金	1,151,751
		土地再評価差額金	△234,835
		純 資 産 合 計	15,422,519
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,685,633

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,447,935
売上原価		27,797,688
売上総利益		4,650,246
販売費及び一般管理費		3,647,054
営業利益		1,003,192
営業外収益		
受取利息	11	
有価証券利息	1,375	
受取配当金	89,875	
仕入割引	127,945	
その他の	19,186	238,393
営業外費用		
支払利息	3,681	
債権売却損	1,808	
その他の	224	5,714
経常利益		1,235,872
特別利益		
固定資産売却益	3,318	
投資有価証券売却益	23,562	26,881
税引前当期純利益		1,262,753
法人税、住民税及び事業税	403,823	
法人税等調整額	△23,363	380,459
当期純利益		882,294

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社 オータケ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	哲雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本田	一暁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オータケの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オータケ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会 に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社 オータケ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 哲雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本田 一暁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの2024年6月1日から2025年5月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会 に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月29日

株式会社オータケ 監査等委員会

常勤監査等委員 服部 透 ㊞

監 査 等 委 員 石原 真二 ㊞

監 査 等 委 員 赤星 知明 ㊞

(注) 監査等委員石原真二及び赤星知明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

アイリス愛知 2階 コスモス

住 所：名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

電 話：052-223-3751 (代)

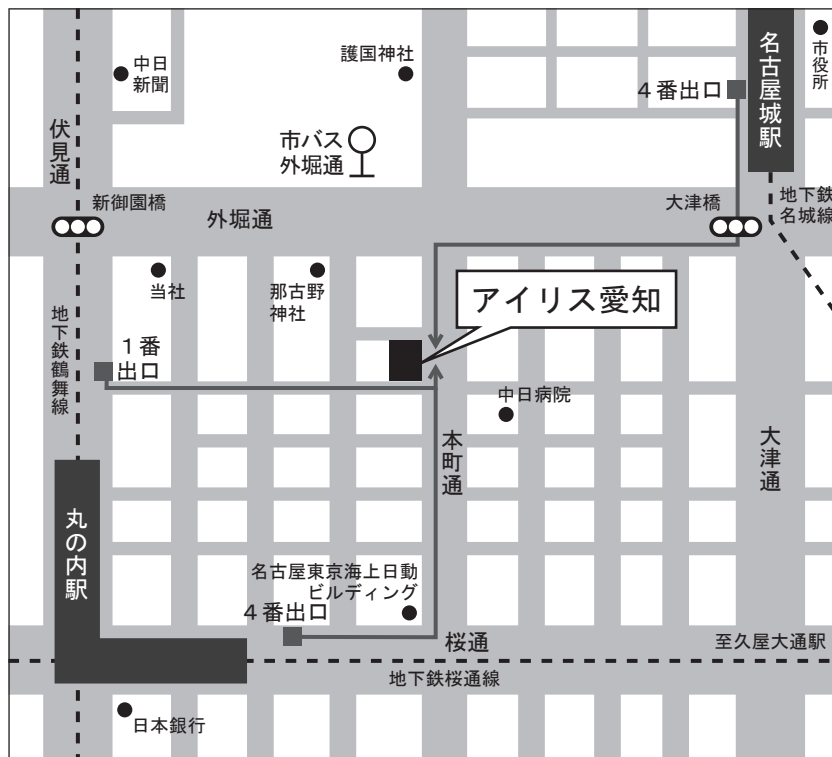
交 通

地下鉄 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩8分

鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩8分

名城線「名古屋城駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅（⑧番のりば）より「外堀通」下車すぐ



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。